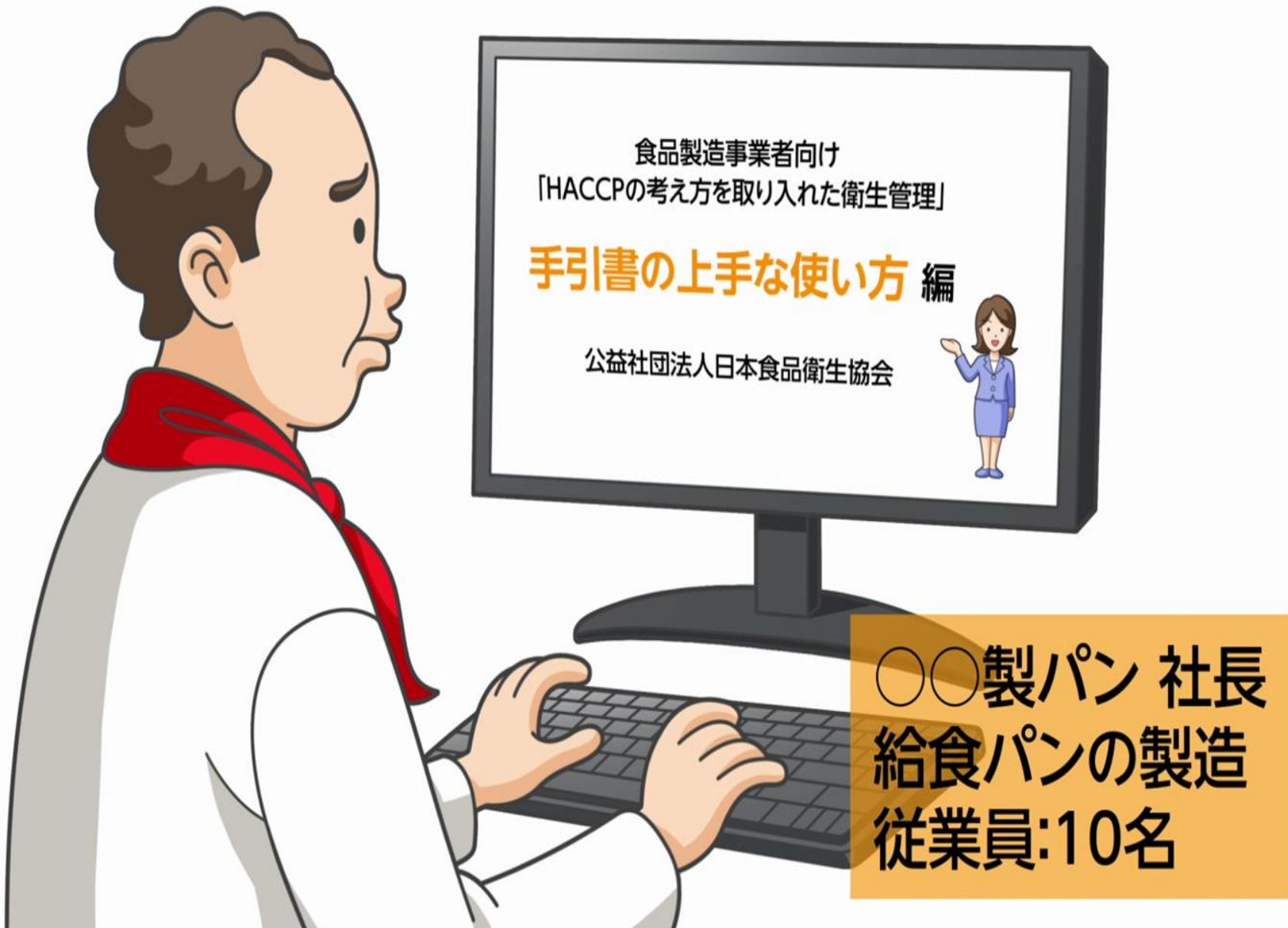


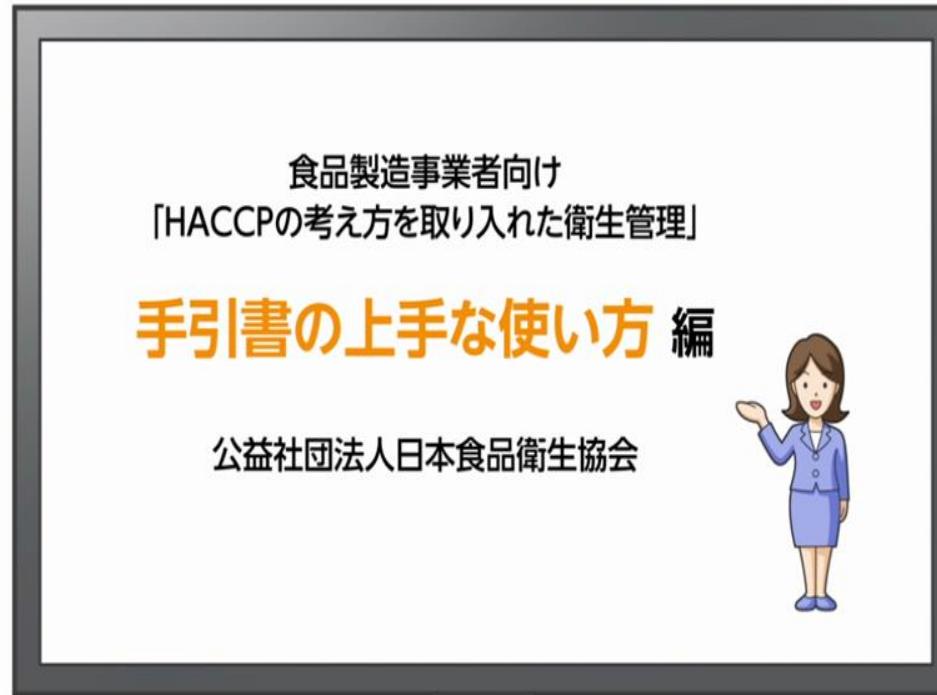
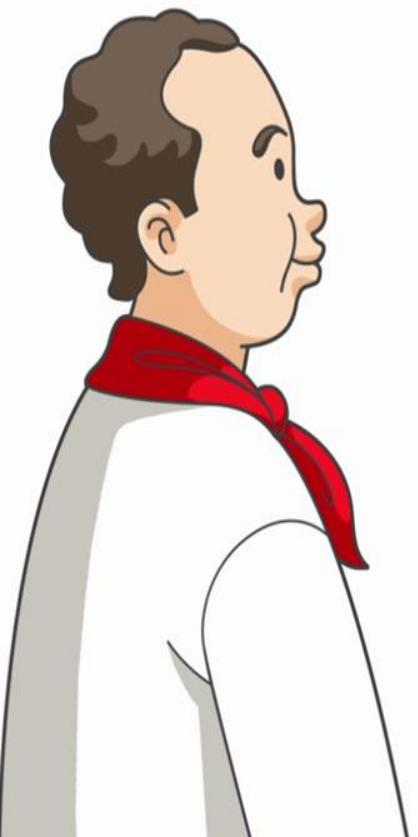
食品製造事業者向け
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」

手引書の上手な使い方 編

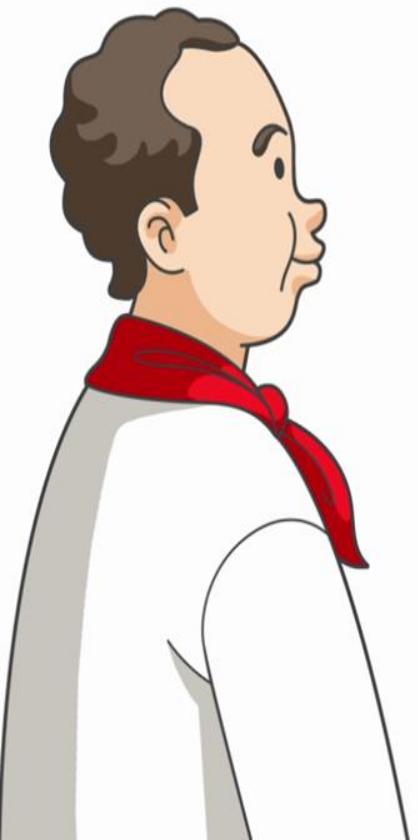
公益社団法人日本食品衛生協会







H・A・C・C・Pと書いてハサップと読み
食品の衛生管理の手法のこと



HACCP制度化の概要



HACCP制度化の概要

Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析 重要管理点)

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)による衛生管理

- ・食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害のリスクを把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害を防止するために特に重要な工程を管理し製品の安全性を確保しようする手法
- ・それぞれの事業者が使用する原材料、製造方法等に応じて自ら策定し、実行するため従来の一律の衛生管理基準による手法よりも、合理的で有効性が高い手法である。



※コーデックス委員会(世界保健機関(WHO) 及び国際連合食糧農業機関(FAO)により設置された食品の国際規格等を定める国際的な政府間組織)



- HACCPに沿った衛生管理の実施
- 平成30年食品衛生法が改正され制度化
- 原則として全ての営業者を対象
- 令和2年6月1日から施行され
- 令和3年6月1日から実施が義務付け



HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPに基づく衛生管理

(食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組)

コーデックスのガイドラインに基づくHACCP7原則を要件とする衛生管理
食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

(取り扱う食品の特性等に応じた取組)

食品等事業者団体が作成する手引書も参考にしながら

- 一般衛生管理を基本
- 必要に応じて重要管理点を設けて管理

小規模事業者や一定の業種は、コーデックスHACCPの弾力的な運用である
HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することが可能。



HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPに基づく衛生管理

(食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組)

コーデックスのガイドラインに基づくHACCP7原則を要件とする衛生管理

食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPに基づく衛生管理

(食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組)

コーデックスのガイドラインに基づくHACCP7原則を要件とする衛生管理
食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 (取り扱う食品の特性等に応じた取組)

食品等事業者団体が作成する手引書も参考にしながら

- 一般衛生管理を基本
- 必要に応じて重要管理点を設けて管理

小規模事業者や一定の業種は、コーデックスHACCPの弾力的な運用であるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することが可能。



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 (取り扱う食品の特性等に応じた取組)

食品等事業者団体が作成する手引書も参考にしながら

○一般衛生管理を基本

○必要に応じて重要管理点を設けて管理

小規模事業者や一定の業種は、コーデックスHACCPの弾力的な運用である
HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することが可能。

一般衛生管理のポイント	
①	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する
②	①原材料の受け入れの確認 ○販売計画・庫内温度の確認（冷蔵：10℃以下、冷冻：-15℃以下） ○問題が あつたとき ○販売の実施確認、販売温度の確認／販売の直前確認を実施 販賣の際に適切に使用しない場合は、直ちに停止して販売
③-1	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する
③-2	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する
③-3	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する
④-1	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する
④-2	①原材料の受け入れの確認 ○外観、におい、容器の状態、表示（開封、保存方法）を確認する ○問題が あつたとき ○届け出、交換する

重要衛生管理のポイント		
分類	メニュー	チェック方法
① 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	刺身、冷製 冷凍庫より取り出したらすぐに提供する	
② 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	ハンバーグ 焼き魚 焼き鳥 唐揚げ	火の強さや弱さ、肉厚、見た目で判断する 油の大きさ、火の強さや弱さ、焼き上がりの触感（弾力）、見た目で判断する 火の強さや弱さ、見た目で判断する 油の量、揚げる時間、油にいる揚げチキンの数量、見た目で判断する
③ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	焼き魚 焼き鳥 唐揚げ ライス	火の強さや弱さ、油の量、見た目で判断する
④ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	カレー スープ ボタツサダ	油やかに冷蔵、再加熱時に火気、見た目で判断する

20xx年 4月 一般的衛生管理の実施記録（記載例）										
分類	① 庫内温度 の確認 の確認 の確認 の確認	② 交叉汚染 の確認 の確認 の確認 の確認	③-1 トレイの 洗浄・清 掃の確認 の確認 の確認 の確認	③-2 手洗いの 確認 の確認 の確認 の確認	日々 チェック	特記事項	確認 者			
① 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 1日 火	①調理 小麦粉のとまごの溶けない で溶けて油、牛乳、卵黄味			
② 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 2日 水	②調理 小麦粉のとまごの溶けない で溶けて油、牛乳、卵黄味			
③-1 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 3日 木	③-1 時間、15℃、湿度50%、4cm の間に油入りの油漬けられ た。			
③-2 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 4日 金	③-2 時間、15℃、湿度50%、4cm の間に油入りの油漬けられ た。			
④ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 5日 土	④ 時間、15℃、湿度50%、4cm の間に油入りの油漬けられ た。			
⑤ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 6日 日	⑤ 時間、15℃、湿度50%、4cm の間に油入りの油漬けられ た。			
⑥ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 7日 月	⑥ 時間、15℃、湿度50%、4cm の間に油入りの油漬けられ た。			

20xx年 4月 重要管理の実施記録（記載例）										
分類	① 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認	② 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認	③ 加熱後部 部の確認 の確認 の確認 の確認	④ 加熱後部 部の確認 の確認 の確認 の確認	⑤ 加熱後部 部の確認 の確認 の確認 の確認	日々 チェック	特記事項	確認 者		
① 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 1日 火	① 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
② 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 2日 水	② 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
③ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 3日 木	③ 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
④ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 4日 金	④ 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
⑤ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 5日 土	⑤ 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
⑥ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 6日 日	⑥ 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			
⑦ 調理物の 受け入れの確認 の確認 の確認 の確認	○	○	○	○	○	4月 7日 月	⑦ 加熱するもの の確認 の確認 の確認 の確認			



HACCPに沿った衛生管理の制度化



HACCPに基づく衛生管理

(食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組)

コーデックスのガイドラインに基づくHACCP7原則を要件とする衛生管理
食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

(取り扱う食品の特性等に応じた取組)

食品等事業者団体が作成する手引書も参考にしながら

- 一般衛生管理を基本
- 必要に応じて重要管理点を設けて管理

小規模事業者や一定の業種は、コーデックスHACCPの弾力的な運用である
HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することが可能。



対象事業者



HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象

【対象事業者】

- ①食品等の取扱いに従事する者の数が**50人未満**の小規模な製造・加工等の事業場
- ②製造・加工した食品の全部または大部分を併設された店舗において小売する営業者
 - ▶菓子の製造販売、豆腐の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売等
- ③飲食店等の食品の調理を行う営業者
 - ▶喫茶店営業、給食施設、そばや製造業、パン製造業（消費期限が概ね5日程度のもの）
調理機能を有する自動販売機
- ④容器包装に入れられた食品または包まれた食品のみを貯蔵、運搬
または販売する営業者
- ⑤食品を分割して容器包装に入れ、または包んで小売販売する営業者
青果店、コーヒーの量り売り等

※ ①から⑤以外の製造業の方は、
「HACCPに基づく衛生管理」の基準をご確認ください



HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象

【対象事業者】

①食品等の取扱いに従事する者の数が**50人未満**の小規模な製造・加工等の事業場

②製造・加工した食品の全部または大部分を併設された店舗において小売する営業者

▶菓子の製造販売、豆腐の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売等

③飲食店等の食品の調理を行う営業者

▶喫茶店営業、給食施設、そさい製造業、パン製造業（消費期限が概ね5日程度のもの）
調理機能を有する自動販売機

④容器包装に入れられた食品または包まれた食品のみを貯蔵、運搬
または販売する営業者

⑤食品を分割して容器包装に入れ、または包んで小売販売する営業者
青果店、コーヒーの量り売り等

※ ①から⑤以外の製造業の方は、
「HACCPに基づく衛生管理」の基準をご確認ください



実施すること



実施すること

食品衛生法で定められた基準に基づき

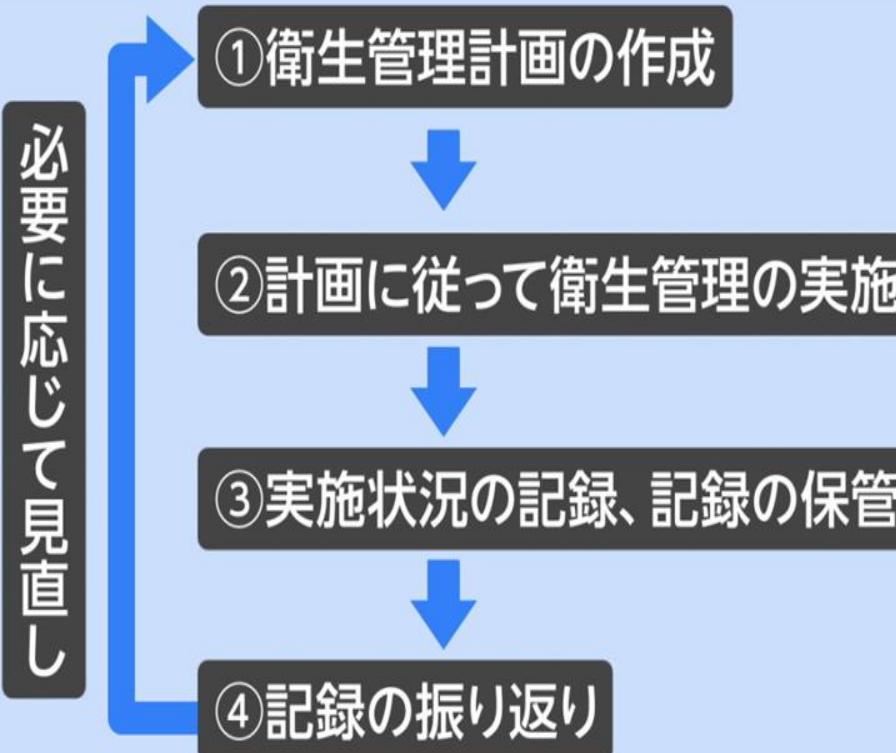


実施すること



実施すること

食品衛生法で定められた基準に基づき



衛生管理を「見える化」する



●一般衛生管理に関するもの

1. 食品衛生責任者等の選任
2. 施設の衛生管理
3. 設備等の衛生管理
4. 使用水等の管理
5. ねずみ及び昆虫対策
6. 廃棄物及び排水の取扱い
7. 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理
8. 検食の実施
9. 情報の提供
10. 回収・廃棄
11. 運搬
12. 販売
13. 教育訓練
14. その他

●HACCPに沿った衛生管理に関するもの

1. 危害要因の分析
2. 重要管理点の決定
3. 管理基準の設定
4. モニタリング方法の設定
5. 改善措置の設定
6. 検証方法の設定
7. 記録の作成
8. HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者は1～7を簡略化して行うことができる。

※業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書の内容とする。



●一般衛生管理に関するもの ●HACCPに沿った衛生管理に関するもの

一般的衛生管理のポイント		
① 料材の受入の確認	いつ 原材料の納入時 その他（ ）	どのように 外観、におい、包装の状態、表示（期限、保存方法）を確認する
	問題が あつたとき	返品し、交換する
② 店内温度の確認（冷蔵庫・冷冻庫）	いつ 始業前 作業中・業務終了後・その他（ ）	どのように 温度計で店内温度を確認する（冷蔵：10℃以下、冷冻：-15℃以下）
	問題が あつたとき	異常の原因を確認、設定温度の再調整／故障の場合は修理を依頼あつたとき 食材の状態に応じて使用しない又は加熱して提供
③-1 交差汚染・二次汚染の防止	いつ 始業前・作業中 業務終了後・その他（ ）	どのように 冷蔵庫内の保管の状態を確認する まな板、包丁などの器具は、用途別に使い分け、洗った都度、十分に洗浄し、消毒する
	問題が あつたとき	生肉等による汚染があつた場合は加熱して調理又は使用しない 使用前に、まな板や包丁などに汚れが残っていた場合は、洗浄で再度洗浄し、消毒する
③-2 器具等の洗浄・消毒・殺菌	いつ 始業前・使用後 業務終了後・その他（ ）	どのように 使用の都度、まな板、包丁、ボウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い、消毒する
	問題が あつたとき	使用器具に汚れや洗剤などが残っていた場合は、洗剤で再度洗浄、または、すすぎを行い、消毒する
③-3 トイレの洗浄・消毒	いつ 始業前・作業中 業務終了後・その他（ ）	どのように トイレの洗浄・消毒を行う 特に、便座、水流レバー、手すり、ドアノブ等は入浴に消毒する
	問題が あつたとき	業務中にトイレが汚れていた場合は、洗剤で再度洗浄し、消毒する
④-1 営業員の健康管理 等	いつ 始業前・作業中 その他（ ）	どのように 従業員の休憩、手の洗いの有無、着衣等の確認を行う
	問題が あつたとき	消化器症状がある場合は調理作業に従事させない 手にしみがある場合には、許可書をつけた上から手袋を着用させる 汚れた着衣等は交換される
④-2 手洗いの実施	いつ トイレの後、調理場に入る前、腰預けの前、作業内容変更時、生肉や生魚などを扱った後、金銭をさわった後、清掃を行った後 ・その他（ ）	どのよう衛生的着手洗いを行う
	問題が あつたとき	作業中に従業員が朝食をタイミングで手を洗っていないことを確認した場合には、すぐに手洗いを行わせる

⑤ 重要管理のポイント		
分類	メニュー	チェック方法
非加熱のもの (冷蔵品を冷たいまま提供)	刺身、冷奴	冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する
	ハンバーグ	火の強さや時間、肉汁、見た目で判断する
	焼き魚	魚の大きさ、火の強さや時間、焼き上がりの触感（弾力）、見た目で判断する
	焼き鳥	火の強さや時間、見た目で判断する
(加熱した後、高温保管)	唐揚げ	油の温度、揚げる時間、油にいれるチキンの数量、見た目で判断する
	唐揚げライス	熟感、見た目で判断する
(加熱後冷却し、再加熱するもの)	カレー スープ	速やかに冷却、再加熱時には気泡、見た目で判断する
	ポテトサラダ	速やかに冷却、冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する

作成者サイン 食協 太郎 作成した日 〇〇〇〇 年 ■■ 月 △△ 日

- ✓ 手引書を参考にして余裕ができたら付け加える。
- ✓ 業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書の内容とすることが可能。



公衆衛生上必要な措置の基準（令和元年11月7日 厚生労働省令第68号）

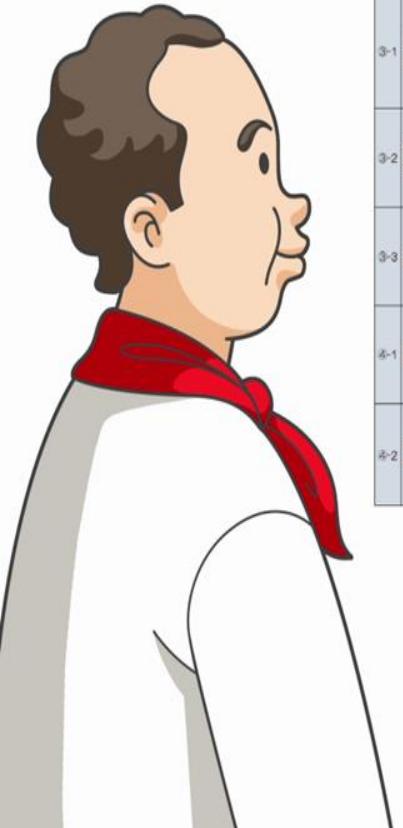
●一般衛生管理に関するもの ●HACCPに沿った衛生管理に関するもの

一般的衛生管理のポイント	
①	材料の受入の確認 いつ 材料の納入時 その他（ ） どのように 外觀、におい、包装の状態、表示（期限、保存方法）を確認する 四箇が あつたとき 選品し、交換する
②	庫内温度の確認 （冷蔵庫・冷凍庫） いつ 納品後、作業中、業務終了後、その他（ ） どのように 溫度が庫内温度を確認する（冷蔵：10℃以下、冷凍：-15℃以下） 四箇が あつたとき 質的の変化を確認。設定温度の南調整／復数の複数庫を直轄 材料の状態に応じて使用しない又は加熱して保管
3-1	交叉汚染・二次汚染の防止 いつ 納品後、作業中、業務終了後、その他（ ） どのように 冷蔵庫内に保管の状態を確認する まな板、勺などとの器具は、用途別に使い分け、盛った量は、十分に洗浄し、消毒する 四箇が あつたとき 生肉等による汚染があった場合は加熱して販売又は使用しない 使用時に、まな板や容器などに汚れが付つていて場合は、洗浄で再度洗浄し、消毒する
3-2	器具等の洗浄・消毒 いつ 納品後、使用後、業務終了後、その他（ ） どのように 使用の際は、まな板、容器、ボトル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い、消毒する 四箇が あつたとき 使用時に汚れが付るなど付つていた場合は、洗浄で再度洗浄し、消毒する
3-3	トレイの洗浄・消毒 いつ 納品後、作業中、業務終了後、その他（ ） どのように トレイの洗浄・消毒を行なう 特に、使用、水洗レバー、手すり、ドアノブ等は人目に消毒する 四箇が あつたとき 茶器等にトレイが汚れていた場合は、洗浄で再度洗浄し、消毒する
4-1	荷物の衛生管理等 いつ 納品後、作業中、その他（ ） どのように 従業員の体調、手の発育の有無、器具等の確認を行う 四箇が あつたとき 消化器疾患のある場合は調理作業に従事させない 手に割れがある場合には、詳細をついた上から手袋を着用させる 汚れや異常時は直ちに止める
4-2	手洗いの実施 いつ 手洗いの実施 どのように 卫生的洗手を行いを行う 四箇が あつたとき 作業中に何度も手が必要なタイミングで手を洗っていないことを確認した場合には、すぐに手洗いを行わせる

重要管理のポイント		
分類	メニュー	チェック方法
非加熱のもの （冷蔵品を冷たいまま提供）	刺身、冷奴	冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する
ハンバーグ 焼き魚 焼き鳥	火の強さや時間、肉汁、見た目で判断する	魚の大きさ、火の強さや時間、焼き上がりの触感（弾力）、見た目で判断する
唐揚げ	火の強さや時間、見た目で判断する	油の温度、揚げる時間、油にいれるチキンの数量、見た目で判断する
(加熱した後、高温保管)	唐揚げ ライス	触感、見た目で判断する
(加熱冷却し、再加熱するもの)	カレー スープ	速やかに冷却、再加熱時には気泡、見た目で判断する
(加熱後、冷却するもの)	ポテサラダ	速やかに冷却、冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する

作成者サイン 食事 太郎 作成した日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

- ✓ 手引書を参考にして余裕ができたら付け加える。
- ✓ 業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書の内容とすることが可能。



手引書とは



手引書とは ※各食品事業者団体が厚生労働省の確認を経て作成したもの



- ・無理なく計画の作成ができるように
 - ・実施した衛生管理の記録やその保存ができるように
- } 情報が載っている参考書

まずは手引書の通り実施! ▶ HACCPに沿った衛生管理実施OK



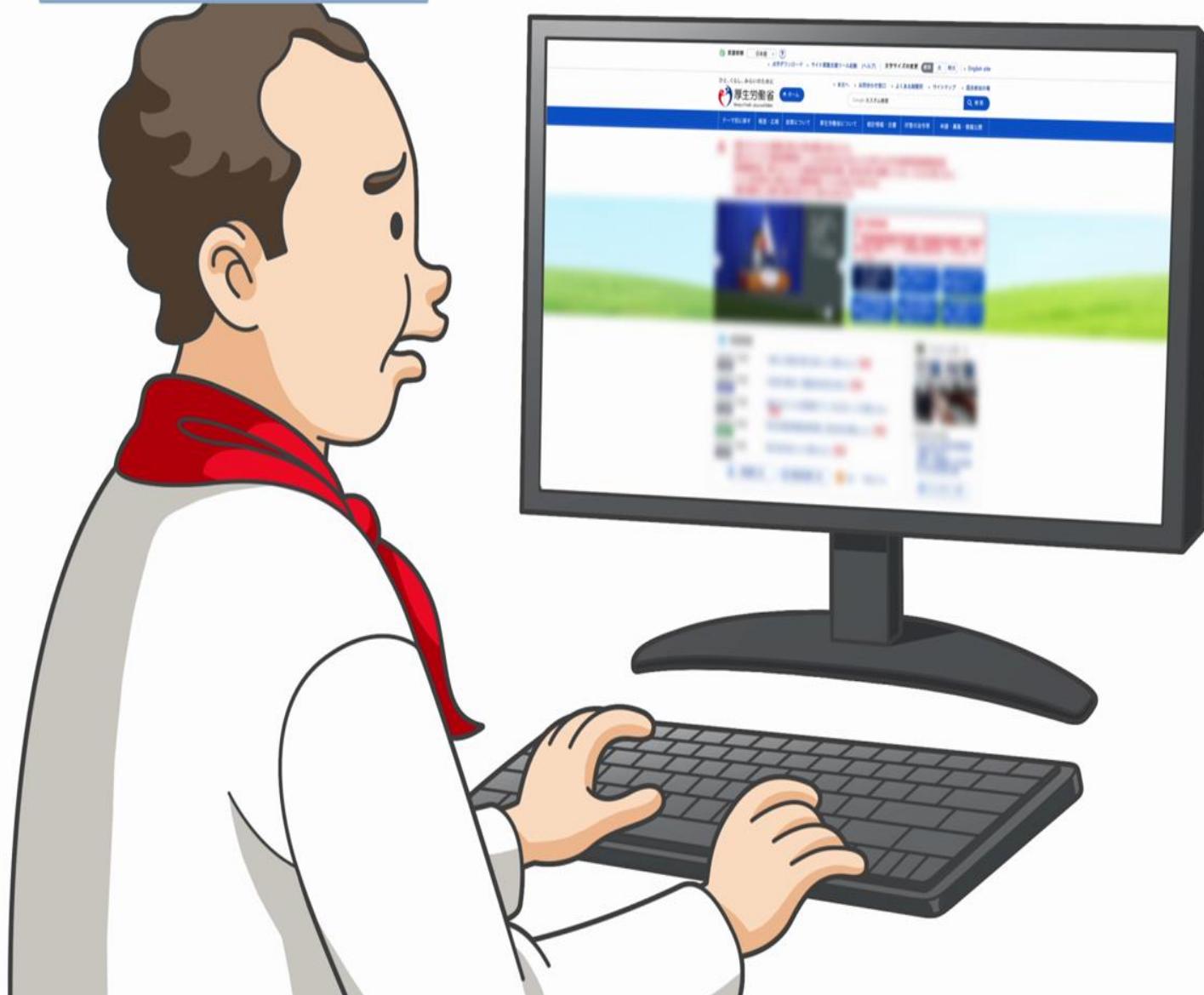
公益社団法人
日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の検索方法



手引書の検索方法



公益社団法人
日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の検索方法

厚生労働省ホームページ

The screenshot shows the official website of the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The top navigation bar includes links for language switching (日本語), help (ヘルプ), font size adjustment (文字サイズの変更), and an English version (English site). Below the header, there's a banner with the text "ひと、くらし、みらいのために" and the MHLW logo. The main menu features categories like "ホーム" (Home), "テーマ別に探す" (Search by Theme), "報道・広報" (Press Release), "政策について" (About Policies), "厚生労働省について" (About MHLW), "統計情報・白書" (Statistical Information and White Papers), "所管の法令等" (Regulations Under MHLW), and "申請・募集・情報公開" (Application, Recruitment, and Information Disclosure). A blurred background image of a person in a suit is visible.



公益社団法人
日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の検索方法

厚生労働省ホームページ ⇒ 【分野別的情報】の【食品】

分野別的情報



● 健康・医療

関心の高いキーワード

- ▶ [診療報酬改定](#)
- ▶ [医療保険](#)
- ▶ [風しん対策](#)
- ▶ [HPVワクチン\(子宮頸がん予防ワクチン\)](#)
- ▶ **[食品](#)**
- ▶ [水道](#)
- ▶ [その他の情報は\[こちら\]\(#\)](#)



● 子ども・子育て

関心の高いキーワード

- ▶ [児童虐待防止対策](#)
- ▶ [くるみんマーク](#)
- ▶ [児童扶養手当](#)
- ▶ [里親制度](#)
- ▶ [その他の情報は\[こちら\]\(#\)](#)



● 福祉・介護

関心の高いキーワード

- ▶ [自殺対策](#)
- ▶ [生活保護・福祉一般](#)
- ▶ [認知症施策](#)
- ▶ [成年後見制度利用促進](#)
- ▶ [障害者優先調達推進法](#)
- ▶ [介護分野における新たな外国人材の受入](#)
- ▶ [その他の情報は\[こちら\]\(#\)](#)



手引書の検索方法

厚生労働省ホームページ ⇒ 【分野別的情報】の【食品】 ⇒ 【各施策情報】の【HACCP】

各施策情報

食中毒

食中毒予防のためのポイントや食中毒統計情報などを紹介しています。

HACCP

安全な食品を製造するための衛生管理手法である「HACCP」について、導入の手引きや関係法令を紹介しています。

輸入食品

輸入食品に関する手続きや関係法令、厚生労働省における取り組みを紹介しています。

輸出食品

厚生労働省所管の輸出関連手続について、関連通知や取扱施設を紹介しています。

食品添加物

食品添加物について、そのルールや安全性の確認方法について紹介しています。

残留農薬

基準を超えて残留する食品の販売、輸入が禁止されている制度「ポジティブリスト制度」や残留基準の設定方法を紹介しています。

バイオテクノロジー応用食品

どのようにして安全性の確認をしているのかなど、審査状況や関連資料等を紹介しています。

器具・容器包装・おもちゃ

器具・容器包装・おもちゃに関する規格基準や規制のあり方に係る検討会の情報を紹介します。



手引書の検索方法

厚生労働省ホームページ ⇒ 【分野別的情報】の【食品】 ⇒ 【各施策情報】の【HACCP】
⇒ 【食品等事業者団体が作成した業種別手引書】

施策紹介

HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、原則としてすべての食品等事業者の皆様にHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいただくことが盛り込まれています。ここでは、HACCPに沿った衛生管理の制度化に関してよく寄せられる質問にお答えします。

導入のための参考情報

HACCPに基づく衛生管理のリーフレット、HACCP導入のための手引書、モデル例、飲食店向け衛生管理の手引き、動画などを紹介しています。

検討会

HACCPによる衛生管理に関する普及推進、制度化、技術的助言のための検討会を開催しています。

地域連携HACCP導入実証事業

食品等関係事業者のHACCP理解促進、プラン作成の支援、現地指導など都道府県等が事業者のHACCP導入を支援する事業を実施しています。

食品等事業者団体が作成した業種別手引書

事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組む際の負担軽減を図るために、食品等事業者団体が作成し、食品衛生管理に関する技術検討会で内容を確認した手引書を掲載しています。

チャレンジ事業

チャレンジ事業は、令和2年6月1日※からHACCPに沿った衛生管理が制度化されることに伴い、令和元年度をもって終了しました。

※（1年間は経過措置として現行基準が適用されます。）

これまで、この事業にご参加いただいた食品等事業者



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の検索方法

厚生労働省ホームページ ⇒ 【分野別的情報】の【食品】 ⇒ 【各施策情報】の【HACCP】
⇒ 【食品等事業者団体が作成した業種別手引書】 ⇒ 【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書】

食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス

本ガイダンスでは、食品関係団体におけるHACCPに沿った衛生管理の手引書作成のための手続き、作業の進め方、手引書に含めるべき内容、参考と

 [ガイダンス（第3版：平成30年5月25日）\[200KB\]](#)

食品等事業者団体が作成した業種別手引書

- 業種別手引書は、事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組む際の負担軽減を図るため、食品関係団体が作成したものです。

 [【HACCPに基づく衛生管理のための手引書】](#)

 [【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書】](#)

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ

- [食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめについて](#)



手引書の構成

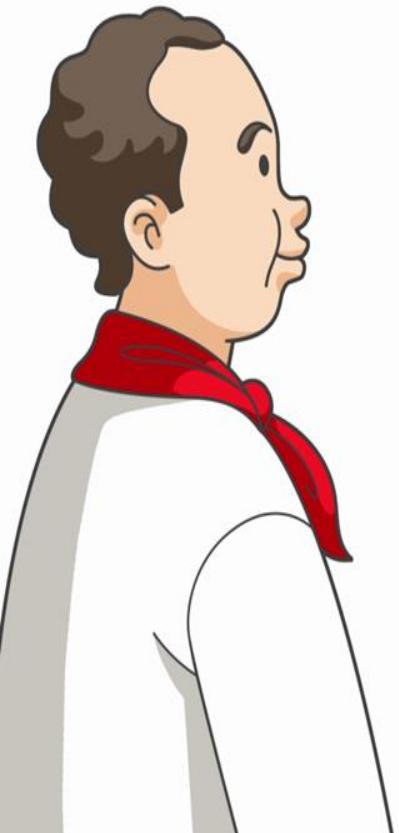


①衛生管理計画の様式と記入例

- ・一般衛生管理 (特に注意すべき内容)
⇒施設の清掃や従業員の健康管理など
- ・重要な管理点 (必要に応じて食品ごとに設定)
⇒加熱や冷却などの温度管理
殺菌
糖度
pH

②記録の様式と記入例

- ### ③その他 ⇒手順書など



手引書の使い方



手引書の使い方

STEP 1	手引書の選定	厚生労働省ホームページ等で探す	ご自身の業種の手引書を読んでみましょう。
STEP 2	衛生管理計画の作成	記載例を参考に使えそうか確認	使えそうであれば、そのまま使用可能です。(付け加えてもOK)

→衛生管理の一歩

衛生管理計画					
	チェックポイント	頻度	いつ	実施事項	問題があった場合
一般衛生管理	原材料の受入れ	毎回	納品時	包装状態、におい、表示、保存方法、期限などを確認	返品して正常品に交換
	冷蔵庫、冷凍庫の温度確認	毎日	始業前	庫内温度の確認	温度再設定 故障時は修理依頼
	従業員の健康管理、身だしなみ等	毎日	始業前、作業時	従業員の体調(下痢、発熱等)確認 手指の傷、着衣等を確認	体調不良者へ退院等を指示 休勤者・手袋着用(手指の傷) 汚れた着衣の交換を指示
	衛生的な手洗いの実施	毎日	作業前、トイレ後、その他必要時	衛生的で手洗いの実施	未実施者への手洗いの指示
	機械や器具の洗浄、殺菌	毎日	使用後	洗浄、殺菌を実施	洗浄、殺菌を再度実施
	トイレの清掃	毎日	作業終了後	トイレの清掃、消毒の実施	再度清掃、消毒を実施

HACCPの考え方を取り入れた重点衛生管理	アレルゲン対策	毎日	製造作業中	製品切替時の機械、器具の洗浄 廻り生地の適切な使用 製品切替時の残り生地の除去	異なる生地が混入した製品の除去
	金属及び硬質プラスティック対策	毎日	製造作業中	機械部の異音の確認 器具部の破損等の確認	異常原因の確認、調整 異物混入製品の除去
	ノロウイルス対策	毎日	焼成冷却後の作業中	プラスティック製手袋の着用	未着用者への着用の指示
	有害微生物対策(焼成後加工時)	毎日	焼成後の加工作業中	器具部の洗浄殺菌 野菜の洗浄殺菌(十分な流水、又は適切な濃度、後浸時間、十分ないようにする次亜塩素酸ナトリウム溶液) 機械部等は、揚げ色、焼き色がつかない確認 加熱調理後に冷却する真村は調理後速やかに冷却、冷蔵保管 手指に傷のある場合、耐水性伸縮剤、手袋着用	再度洗浄 再度洗浄 次亜塩素酸ナトリウム溶液の再調整 禹加熱または蒸煮 未着用者への着用の指示



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の使い方

STEP 1	手引書の選定	厚生労働省ホームページ等で探す	ご自身の業種の手引書を読んでみましょう。	→衛生管理の一歩
STEP 2	衛生管理計画の作成	記載例を参考に使えそうか確認	使えそうであれば、そのまま使用可能です。(付け加えてもOK)	
STEP 3	計画に基づく実施・確認	衛生管理計画に従って、日々実施	できているか目で見るなどしてチェックしましょう。	
STEP 4	記録	チェックした結果を記録様式に記入(O、X、✓など簡単に記入できます。)	※いつもと違うことが起きた!! ⇒何が起きたか、対処した内容を書き出しましょう。	この記録が、皆さんのお店を守ってくれるかもしれません。



衛生管理を「見える化」する



公益社団法人
日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書の使い方

STEP 1	手引書の選定	厚生労働省ホームページ等で探す	ご自身の業種の手引書を読んでみましょう。	衛生管理の一歩
STEP 2	衛生管理計画の作成	記載例を参考に使えそうか確認	使えそうであれば、そのまま使用可能です。(付け加えてもOK)	
STEP 3	計画に基づく実施・確認	衛生管理計画に従って、日々実施	できているか目で見るなどしてチェックしましょう。	
STEP 4	記録	チェックした結果を記録様式に記入(O、X、✓など簡単に記入できます。)	※いつもと違うことが起きた!! ⇒何が起きたか、対処した内容を書き出しましょう。	
STEP 5	記録の保管と振り返り	・記録は一定期間保管 ・定期的に振り返る	手引書に記載されている期間保管し定期的に振り返り(見直し)しましょう。	この記録が、皆さんのお店を守ってくれるかもしれません。



衛生管理を「見える化」する

衛生管理記録表	
一般衛生管理	
受入れた原材料に傷、汚れや細菌汚れはありませんか	是
冷蔵庫（10℃以下）、冷凍庫（-18℃以下）の温度は問題ありませんか	是
使用後に器具類の洗浄、殺菌をしましたか	是
従業員の健康状態、便ぞうひに問題はありませんか	是
手洗いをしていましたか（作業前やトイレ後、その他の面倒）	是
トイレを清掃、消毒しましたか	是
HACCPの考え方を取り入れた重点衛生管理	
アレルギン対策	
製造切替時に設備、器具を洗浄しましたか	是
加工物が同一生産のみに使用しましたか	是
製造切替時に移り生物を取り除きましたか	是
金属など不純質フライターキャット	是
機械類、器具等はありますか	是
器具類に破損等はありませんか	是
ノワールス対策	
機械洗浄工程では漂白なしプラスチック製手袋を使用しましたか	是
容器衛生洗浄（清涼飲料水）	是
器具類、器具などは十分に洗浄（殺菌）してから使用しましたか	是
電子レンジ等の加熱器具の運び出荷や納きは十分ですか	是
カレーフィリング等は加熱後やかに冷蔵しましたか	是
手用に薫がある場合は副水性抑制剤と手袋を適用しましたか	是
問題がある場合には、相談事項に対応を記載する。	記載者 鈴木 賢介



手引書の使い方

STEP 1	手引書の選定	厚生労働省ホームページ等で探す	ご自身の業種の手引書を読んでみましょう。	衛生管理の一歩
STEP 2	衛生管理計画の作成	記載例を参考に使えそうか確認	使えそうであれば、そのまま使用可能です。(付け加えてもOK)	
STEP 3	計画に基づく実施・確認	衛生管理計画に従って、日々実施	できているか目で見るなどしてチェックしましょう。	
STEP 4	記録	チェックした結果を記録様式に記入(O、X、✓など簡単に記入できます。)	※いつもと違うことが起きた!! ⇒何が起きたか、対処した内容を書き出しましょう。	<p>この記録が、皆さんのお店を守ってくれるかもしれません。</p> <p>同じミスや出来事が起きているかも。改善、サービス向上に繋がります</p>
STEP 5	記録の保管と振り返り	・記録は一定期間保管 ・定期的に振り返る	手引書に記載されている期間保管し定期的に振り返り(見直し)しましょう。	⇒必要に応じて衛生管理計画を見直しましょう

衛生管理を「見える化」する



日々の習慣づけが大切

- ・実施してないなど不備があった場合
⇒直ちに行政処分にはならないが、改善のための行政指導 有

※従わない場合、営業の禁停止などの行政処分の可能性 有

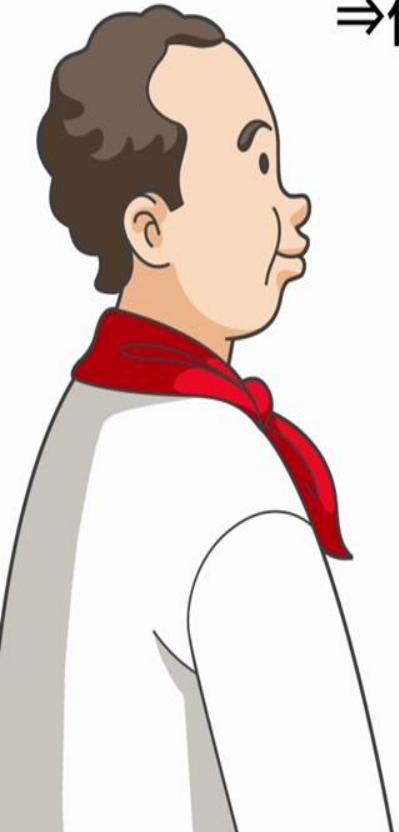


記録：計画通り実施したかを記入するもの！

- ・記入のタイミング

その場で記入できれば一番ですが、二次汚染などのリスク大
⇒作業終了後や1日を振り返って記入

※何か計画と違う時や気づいたことがあった際は
その内容も記載しましょう。



手引書がない場合の対応



手引書がない場合の対応

もし自分が作っているものの手引書がない!?
⇒原材料や製造工程が類似し、製造している際に注意している点が
共通する業種の手引書を参考にしてみましょう。

加熱、冷却またはその両方	pH、塩分、糖度、水分活性	洗浄・殺菌
加熱	pH、殺菌	漬物製造 冷凍野菜・果実 惣菜製造 調理 外食（多店舗展開） CVS：簡易調理編 医療・福祉施設セントラルキッチン
コーヒー豆 蒟蒻製造 ところてん マーガリン類製造 麦茶焙煎	ウスター・ソース類製造 しょうゆ加工品（つゆ・たれ）製造 水分活性（水分） 削り節 蒟蒻粉 かんしょでん粉 寒天 カレー粉及びカレールウ エキス・調味料製造 甘藷分蜜糖 干しいも	
菓子製造 パン類製造 牛乳・乳飲料製造 アイスクリーム類製造 マーガリン類製造 魚肉ねり製品製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン粉製造 生めん類のうちゆでめん 黒糖 ビーナッツを主原料にした製品 玉子焼き製造 豆腐・豆乳・オカラ 煮豆製造 凍り豆腐 ところてん製造 油揚げ・厚揚げ・がんもどき・オカラドーナツ ゆば製造 ちくわぶ 麸 島豆腐	糖分、水分活性 乾燥果実（あんぽ柿） pH、塩分、水分活性 ドレッシング pH、塩分、糖分、水分活性、加熱 容器包装詰加熱殺菌（ジャム、野菜水煮等） pH、水分活性、殺菌 清涼飲料水製造 塩分、発酵 しょうゆ製造 味噌製造 発酵	未加熱 機械製乾めん・手延べ干しめん 生めん類のうち生めん 即席めん類 辛子めんたいこ製造 ケーシング加工 ソフトクリーム 食品添加物 植物油脂（オリーブオイル） とう精及び米穀 米粉 蕎麦精粉 氷雪 乾し椎茸小売及び乾し椎茸加工



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書がない場合の対応

※管轄の保健所へも相談しましょう

もし自分が作っているものの手引書がない!?
⇒原材料や製造工程が類似し、製造している際に注意している点が
共通する業種の手引書を参考にしてみましょう。

加熱、冷却またはその両方	pH、塩分、糖度、水分活性	洗浄・殺菌
加熱	pH、殺菌	漬物製造 冷凍野菜・果実 惣菜製造 調理 外食（多店舗展開） CVS：簡易調理編 医療・福祉施設セントラルキッチン
コーヒー豆 蒟蒻製造 ところてん マーガリン類製造 麦茶焙煎	ウスターソース類製造 しょうゆ加工品（つゆ・たれ）製造 水分活性（水分） 削り節 蒟蒻粉 かんしょでん粉 寒天 カレー粉及びカレールウ エキス・調味料製造 甘藷分蜜糖 干しいも	
加熱及び冷却	糖分、水分活性	未加熱
菓子製造 パン類製造 牛乳・乳飲料製造 アイスクリーム類製造 マーガリン類製造 魚肉ねり製品製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン粉製造 生めん類のうちゆでめん 黒糖 ピーナツを主原料にした製品 玉子焼き製造 豆腐・豆乳・オカラ	乾燥果実（あんぽ柿） pH、塩分、水分活性 ドレッシング pH、塩分、糖分、水分活性、加熱 容器包装詰加熱殺菌（ジャム、野菜水煮等） pH、水分活性、殺菌 清涼飲料水製造	機械製乾めん・手延べ干しめん 生めん類のうち生めん 即席めん類 辛子めんたいこ製造 ケーシング加工 ソフトクリーム 食品添加物



手引書がない場合の対応

○一般衛生管理 ※どの業種もほとんど共通

⇒手引書を参考に
日々実施している
衛生管理について確認
○をつけたり、付け加える。

衛生管理計画			
（1/2）			
基調文			
衛生管理計画を一覧にするための欄です。 各項目ごとに該当する箇所に「○」マークを記入して下さい。該当する箇所が複数ある場合は、複数箇所に記入して下さい。 基調文：記入された内容が最初から確認し、採用することを決定した者が押印します。			
作成日			
一般衛生管理のポイント			
原材料の受入確認	担当部署	いつ	原材料の受入時 その他（ ）
		どのように	受入担当者が、次のことを確認する。 ・外観に異常はないか（包装の破損、液漏れなど） ・品質もや数量などが、注文通りであるか ・保管温度が守られていたか ・異常物とて産地の場合は：産地と品番/品種
庫内品質の確認 (冷蔵庫・冷冻庫)	担当部署	いつ	始業前・作業中・業務終了後 その他（ ）
		どのように	担当者は温度管理手帳に従って、次のことを確認する ・原材料・仕込み品・製品等が温度基準に従って保管されているか ・庫内温度を確認し、記録する
異常発見 二度污染の防止	担当部署	いつ	始業前・作業中・業務終了後 その他（ ）
		どのように	食品取扱者は、次のことを守って作業を行う ・毛玉、まな板などの使い分け（アルゲン管理） ・器具（シンクなど）の浸泡前に使用する
器具等の 洗浄・消毒	担当部署	いつ	十分に洗浄、消毒を行なう ・生で食べる製品を汚染した可能性がある場合は、すぐに責任者へ報告し、対応する ・必要に応じて、保健所へ連絡する
		どのように	担当者は、洗浄・消毒・殺菌の手順書に従って、洗浄・殺菌を行う
トイレの洗浄・消毒	担当部署	いつ	午前・午後に、各1回 その他（ ）
		どのように	担当者がトイレ清掃手順に従って、清掃する
従業員の健康管理	担当部署	いつ	就業前 その他（ ）
		どのように	食品取扱者の衛生管理者手帳に従って、就業前に健康管理記録を記入する
手洗いの実施	担当部署	いつ	就業開始時・用便後・手が汚れたとき 食品に直接触れる作業の前、食品や器具の取扱い前 その他（ ）
		どのように	手洗い手順書に従って、手洗いを行う
問題があった時			水が出ない等の問題が生じた場合は別の手洗い場所で手洗いを行い、使い捨て手袋を使用して汚染を防ぐ

手引書：「いつ」、「誰が」、「何を」、「どのように実施するか」
⇒記入する欄を設けることが望ましい

(食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンスより)



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書がない場合の対応

衛生管理計画 (1/2)

衛生管理計画を一覧にする場合の様式例です。
一般衛生管理と工程管理の各ポイントについて例を記入していますので、各担当部署と「いつ」部分に実施するタイミングへ「○」を記入して活用することができます。
承認者：記入された内容が適切かを確認し、採用することを決定した者が押印します。

承認者

作成日

一般衛生管理のポイント			
原材料の受入確認	担当部署	いつ	原材料の受入時 その他()
		どのように	受入担当者が、次のことを確認する。 <ul style="list-style-type: none">外箱に異常はないか（包装の破損、液漏れなど）品物名や数量などが、注文通りであるか保管温度が守られていたか農産物と水産物の場合：産地と品種/魚種
庫内温度の確認 (冷蔵庫・冷凍庫)	担当部署	問題があった時	メーカー・仕入れ元などに問題がないかを確認し、必要に応じて返品または廃棄などの対応を行う
		どのように	担当者は温度管理手順に従って、次のことを確認する <ul style="list-style-type: none">原材料・仕掛品・製品等が温度基準に従って保管されているか庫内温度を確認し、記録する
		問題があった時	<ul style="list-style-type: none">庫内温度に異常があった場合は、責任者に報告する原材料・仕掛品・製品等を測定して記録する速やかに専門業者へ連絡し、修理する
交差汚染 二次汚染の防止	担当部署	いつ	始業前・作業中・業務終了後 その他()
		どのように	食品取扱者は、次のことを守って作業を行う <ul style="list-style-type: none">包丁、まな板などの使い分け（アレルゲン管理）器具（トングなど）の衛生的使用
		問題があった時	<ul style="list-style-type: none">十分に洗浄、消毒を行う生で食べる製品を汚染した可能性がある場合は、すぐに責任者へ報告し、対応する必要に応じて保健所へ連絡する



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

手引書がない場合の対応

○重要な管理

※類似している手引書を参考に

①作られているものの流れ
(製造工程) を思い出し
整理してみましょう。

②注意しているポイントや実施者
なども含めると、との計画が
作りやすいです。

工程

1. 原材料受入
2. 包装資材受入
3. 原材料保管
4. 包装資材保管
5. 洗浄・殺菌 (OOOppm、〇分間)
6. 下処理
7. 加工加熱 (OO°C、OO分)
8. 乾燥
9. 検品・包装
10. 出荷



手引書がない場合の対応

加熱、冷却またはその両方	pH、塩分、糖度、水分活性	洗浄・殺菌
加熱	pH、殺菌	
コーヒー豆 蒟蒻製造 ところてん マーガリン類製造 麦茶焙煎	ウスターソース類製造 しょうゆ加工品（つゆ・たれ）製造 水分活性（水分） 削り節 蒟蒻粉 かんしょでん粉 寒天 カレー粉及びカレールウ エキス・調味料製造 甘藷分蜜糖 干しいも	漬物製造 冷凍野菜・果実 惣菜製造 調理 外食（多店舗展開） CVS：簡易調理編 医療・福祉施設セントラルキッチン
加熱及び冷却	糖分、水分活性	未加熱
菓子製造 パン類製造 牛乳・乳飲料製造 アイスクリーム類製造 マーガリン類製造 魚肉ねり製品製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン粉製造 生めん類のうちゆでめん 黒糖 ピーナッツを主原料にした製品 玉子焼き製造 豆腐・豆乳・オカラ 煮豆製造 凍り豆腐 ところてん製造 油揚げ・厚揚げ・がんもどき・オカラドーナツ ゆげ製造	乾燥果実（あんぽ柿） pH、塩分、水分活性 ドレッシング pH、塩分、糖分、水分活性、加熱 容器包装詰加熱殺菌（ジャム、野菜水煮等） pH、水分活性、殺菌 清涼飲料水製造 塩分、発酵 しょうゆ製造 味噌製造 登醸	機械製乾めん・手延べ干しめん 生めん類のうち生めん 即席めん類 辛子めんたいこ製造 ケーシング加工 ソフトクリーム 食品添加物 植物油脂（オリーブオイル） とう精及び米穀 米粉 蕎麦精粉 氷雪



手引書がない場合の対応

○重要管理のポイント

⇒選んだ業種の手引書を参考に日々実施している衛生管理について確認○をつけたり、付け加える。

- 工程
1. 原材料受入
2. 包装資材受入
3. 原材料保管
4. 包装資材保管
5. 洗浄・殺菌 (〇〇Oppm、〇分間)
6. 下処理
7. 加工加熱 (〇〇°C、〇〇分)
8. 乾燥
9. 検品・包装
10. 出荷

衛生管理計画 (2/2)

管理が必要な重要ポイント

製品の分類	状況	該当	重要ポイント
1) 加熱しない惣菜	原材料を殺菌している製品 金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	重要01、重要02、重要03 重要02、重要02
2) 加熱後に包装する惣菜	原材料を殺菌していない製品 金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	重要02、重要03、重要04、重要05 重要02、重要04、重要05
3) 包装後に加熱する惣菜	金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	金属検出器にて検査する製品 金属検出器にて検査しない製品	重要02、重要03、重要04、重要05 重要02、重要04、重要05
工程管理の重要ポイント			
重要01 原材料の殺菌方法	担当部署 いつ	原材料殺菌作業の前後 どのように 問題があった時	原材料殺菌作業の前後 担当者がロットごとに、次のことをを行う ・ 指定前後に、濃度計で殺菌液の濃度を測定する ・ つけ置き時間をタイマーにて測定する ・ 責任者へ報告し、殺菌状態が整うまでは殺菌作業を行わない ・ 基準から外れた状態で殺菌した製品は再殺菌、または廃棄する
重要02 ラベル貼付時の製品確認	担当部署 いつ	製品へのラベル貼付時 どのように 問題があった時	製品へのラベル貼付時 担当者が商品、「異物や包装の破損はないか」「ラベル表示は正確か」を目視にて確認する ・ 异物の場合：廃棄、もしくは異物を取り除いて盛付作業へ戻す ・ 破損の場合：廃棄、もしくは盛付作業へもどして再包装する ・ ラベル表示が異なる場合：正確な内容でラベルを再作成する
重要03 金属検出機での異物検査	担当部署 いつ	金属検出機による異物検査時 どのように 問題があった時	金属検出機による異物検査時 担当者が製品全品を金属検出機に通し、金属異物の有無を確認する ・ 製品中の異物を除去して再検査、または廃棄する
重要04 加熱時の製品中心温度と加熱時間	担当部署 いつ	加熱時 どのように 問題があった時	加熱時 担当者がロットごとに、次のことをを行う ・ 中心温度計にて製品の中心温度を測定する ・ タイマーにて、製品の中心温度の測定後からの加熱温度を測定する もう一度加熱して中心温度を測定する、または廃棄する
重要05 冷却時の製品中心温度と冷却時間	担当部署 いつ	冷却時 どのように 問題があった時	冷却時 担当者がロットごとに、次のことをを行う ・ タイマーにて冷却にかかる時間を測定する ・ 中心温度計にて製品の中心温度を測定する 廃棄する



手引書がない場合の対応

○記録

⇒計画したとおりに実施できたかチェックするためのもの

ポイント!

- ①確認したことが分かる様式
 - ②何かあった際に記入できる欄も設ける

定期的な見直し



衛生管理の振り返りによる 改善点の把握と衛生管理計画への反映

ポイント!

- ※定期的な見直しが大事
- ※月に1度は見直しましょう

日々の衛生管理の取り組みの記録の作成、振り返り等を通じ
衛生管理の改善点を把握するとともに衛生管理計画に反映させましょう。
衛生管理の「見える化」が経営改善のヒントが見つかるかもしれません。

衛生管理記録の作成・保存

実施した記録は、賞味期限や消費期限に応じて保管しましょう。
(賞味期限、消費期限が1年未満の場合は1年は保管しましょう。)

→保健所の食品衛生監視員から提示を求められたら場合は
速やかに対応しましょう。



公益社団法人

日本食品衛生協会

Copyright(c) JAPAN FOOD HYGIENE ASSOCIATION. All Rights Reserved.

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

- 普段から行っている衛生管理を整理をし
自らがルールを定め、実施して記録を行う
- 自らの「見える化」「振り返り」につながる
- 衛生管理の向上、消費者の方々に
より安全な食品を提供することができる

衛生管理の計画

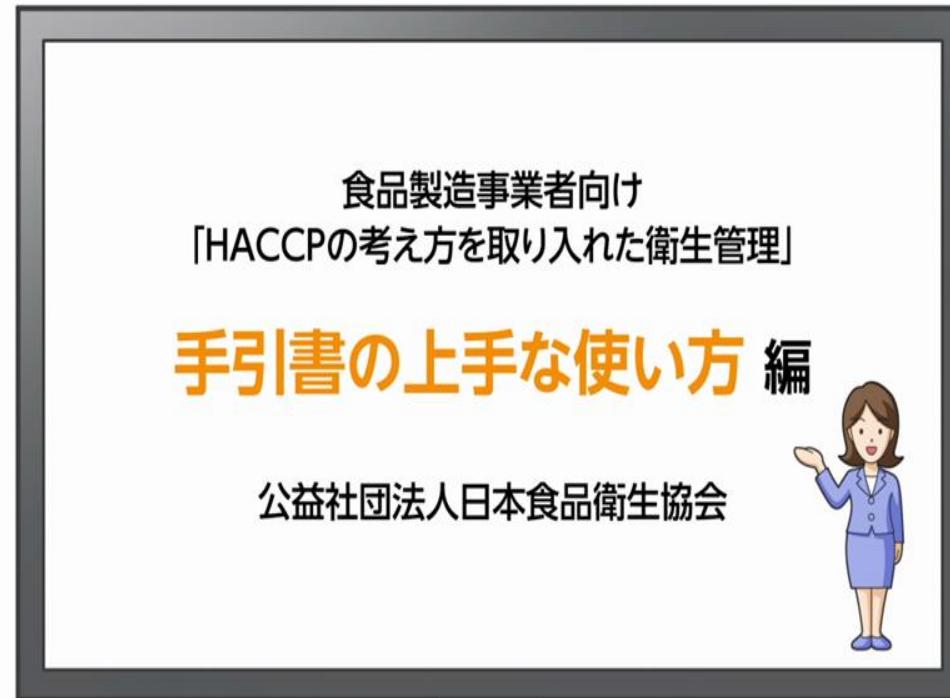
+

記録

= **『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理』実施 OK!**

キーワードは「見える化」





食品製造事業者向け
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」
～手引書の上手な使い方～

講 師 (声) 由木 優子
パン製造会社社長 (声) 岐部 公好

プロデューサー 福島 宏樹
安西 志麻

イラスト 玉城 聰

音 楽 / 効 果 井上 久美子

仕上げ STUDIO BRAIN

監 督 工藤 勇輝

制作協力
東映株式会社 教育映像部

製作・著作
公益社団法人日本食品衛生協会

本教材は令和2年度 農林水産省補助事業にて作成したものです。

